

扶桑町ごみ処理基本計画
(改訂版)



令和2年3月改訂
扶 桑 町

目次

I	計画策定の基本的事項	1
1.	計画策定の目的及び位置づけ	1
2.	計画の対象範囲	2
3.	計画の期間	2
4.	計画人口	3
4.1	将来人口の推移予測	3
4.1	計画人口の設定	3
II	ごみ処理の現状と課題	4
1.	扶桑町の位置と地勢	4
1.1	位置と地勢	4
2.	ごみ処理の現状	5
2.1	ごみ処理の流れ	5
2.2	ごみ収集の状況	6
2.3	ごみ排出量の推移	7
2.4	中間処理及び最終処分	9
(1)	中間処理施設の概要	9
(2)	中間処理量の推移	9
(3)	最終処分場の概要	10
2.5	可燃ごみの成分分析結果	11
2.6	資源ごみ収集の現状	12
2.7	集団回収の現状	12
2.8	減量目標値の達成状況	13
3.	将来のごみ量の予測	14
3.1	将来推計方法	14
3.2	将来推計結果	15
(1)	ごみ量の推計	15
(2)	ごみ量推計結果のまとめ	16
4.	課題	17
4.1	ごみの減量化・資源化に関する課題	17
4.2	収集運搬に関する課題	18
4.3	中間処理に関する課題	18
4.4	最終処分に関する課題	18
III	ごみ処理基本計画	19
1.	計画の方針	19
1.1	基本理念	19
1.2	計画の基本方針	19
2.	減量目標	20
2.1	目標年度	20

2.2	数値目標の設定	20
2.3	減量目標が達成された場合のごみ排出量	21
	(1) 家庭系ごみ排出量	21
	(2) 事業系ごみ排出量	21
3.	計画の施策	22
3.1	施策の体系	22
3.2	持続可能な社会に向けた意識改革	24
	(1) さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信	24
	(2) 環境教育、環境学習の推進	24
	(3) ごみ処理費用負担の適正化	24
	(4) ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実	24
3.3	ごみの発生抑制の推進	25
	(1) 住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>	25
	(2) 家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>	25
	(3) 事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>	25
3.4	ごみの資源化の推進	26
	(1) 生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>	26
	(2) 紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>	26
	(3) 生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>	26
	(4) 循環資源の高度利用	26
	(5) 再生品の利用促進	26
	(6) 事業者への指導強化	27
3.5	ごみの適正処理体制の確保	28
	(1) 収集運搬	28
	(2) 中間処理	28
	(3) 最終処分	28
	(4) ごみ散乱防止計画	28
4.	ごみの処理体制	29
4.1	収集運搬計画	29
	(1) 収集運搬区域	29
	(2) 分別区分及び処理方法	29
4.2	中間処理計画	30
4.3	最終処分計画	30
5.	計画の推進	31
5.1	住民・事業者・行政の役割分担	31
	(1) 住民の役割	31
	(2) 事業者の役割	31
	(3) 行政の役割	32
5.2	計画の推進に向けた組織体制	33
	2) 廃棄物減量等推進員	33

(3) 広域処理体制の強化	33
6. SDGs について	34
6.1 SDGs とごみ処理基本計画との関連について	34
(1) SDGs とごみ処理基本計画における住民・事業者の取組	34
(2) SDGs とごみ処理基本計画における行政の取組	34

<注意事項>本表中の表の合計値は、四捨五入のため一致しないことがあります。

I 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の目的及び位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく環境基本計画等との整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的・総合的な指針となるものです。

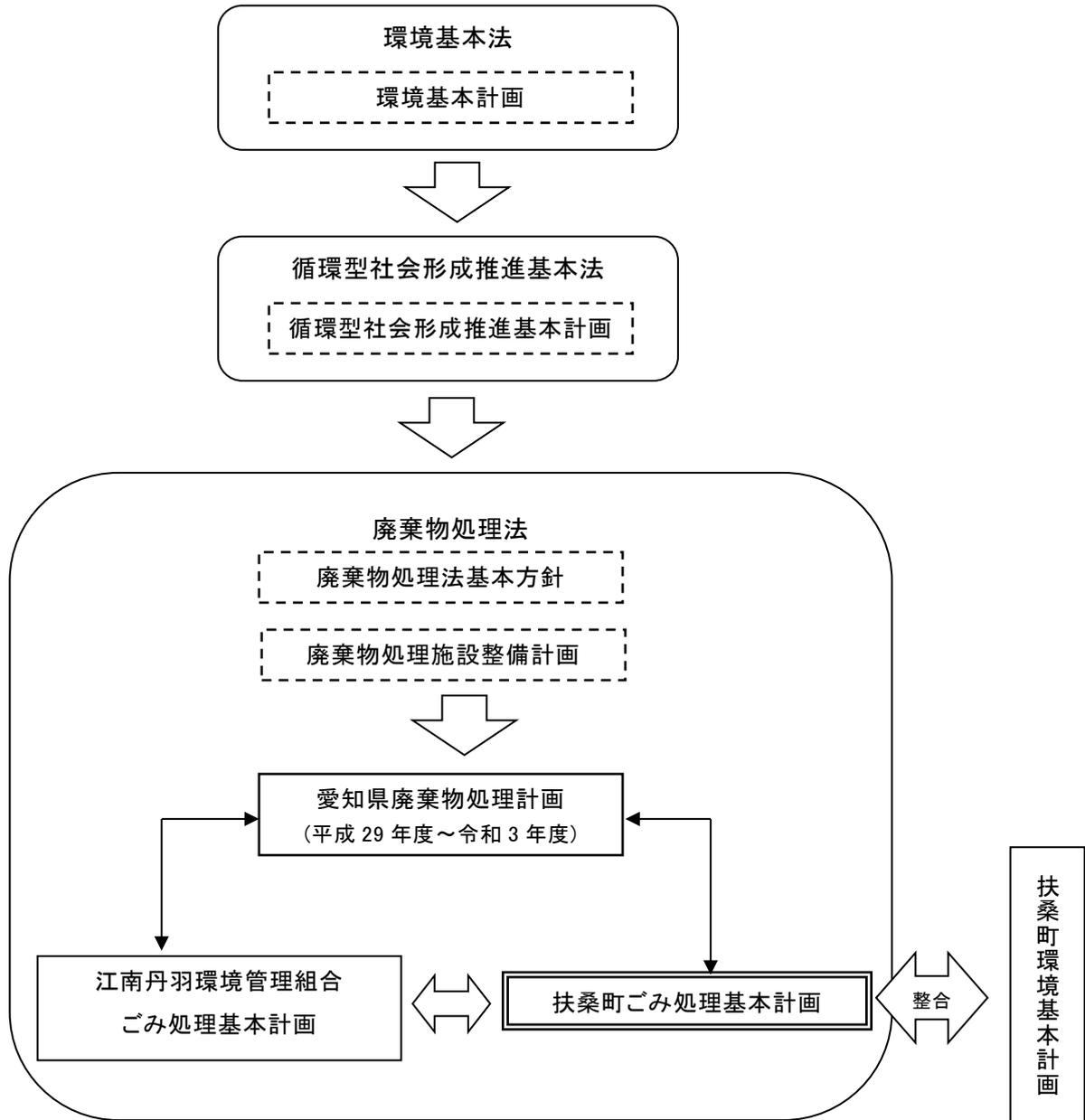


図 1.1 本計画の位置づけ

2. 計画の対象範囲

本計画の対象は一般廃棄物（ごみ）とします。（下図の太枠の範囲内）

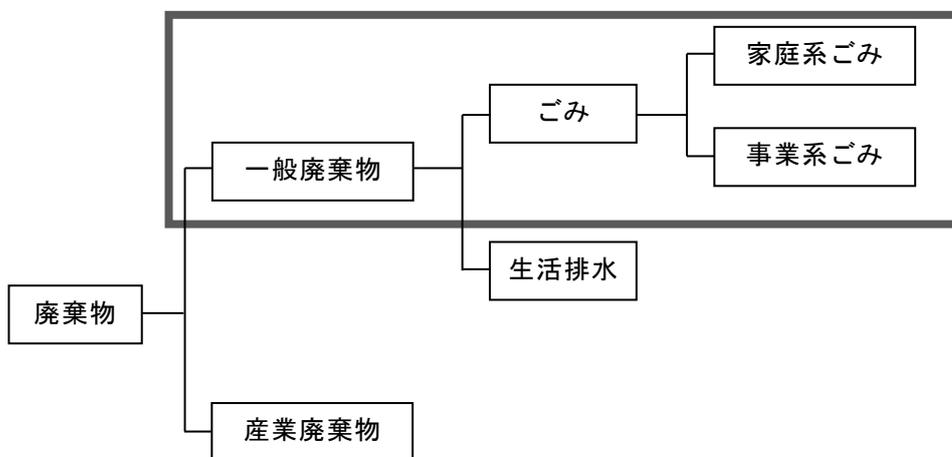


図 2.1 本計画の対象とするごみの範囲

3. 計画の期間

計画期間は平成 27 年度～令和 6 年度とし、令和元年度の間目標年度に計画の見直しを行います。

なお、計画期間内であっても社会経済情勢が大きく変化した場合は適宜見直しを行います。

4. 計画人口

4.1 将来人口の推移予測

将来人口を以下に示します。

平成 30 年度実績と比較して、扶桑町では徐々に人口の減少が見込まれます。

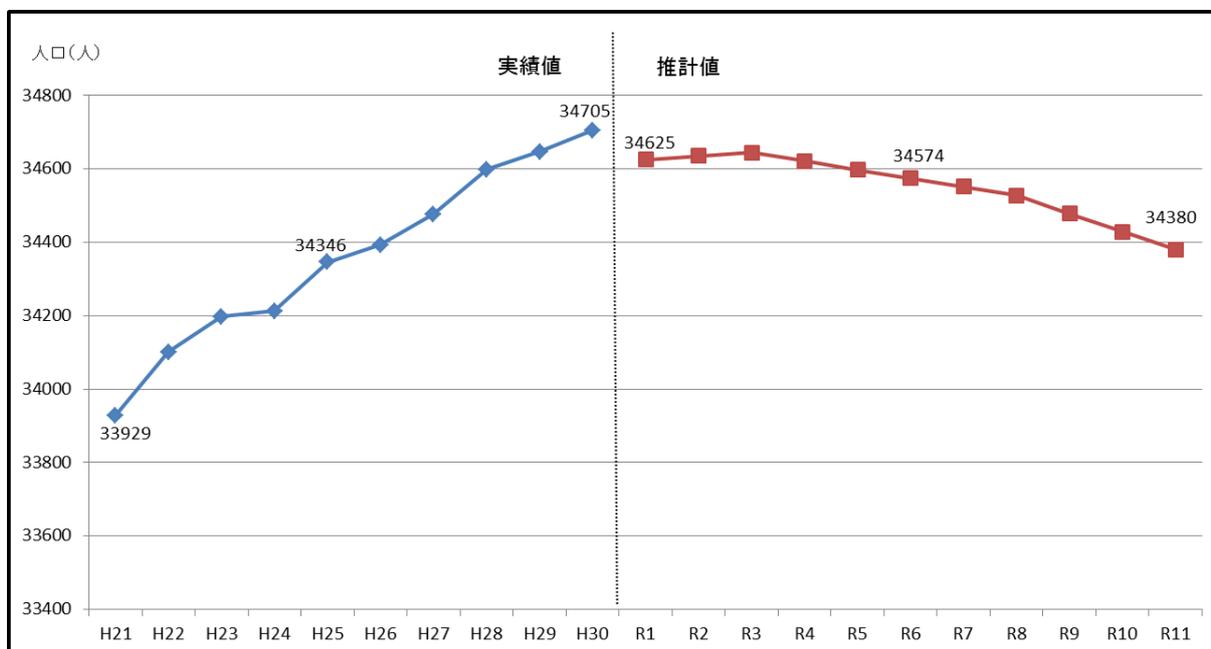


図 4.1 将来人口の推移

注 1) 実績値は計画収集人口（各年度の年度末人口）とした。

注 2) 推計値は、「第 5 次扶桑町総合計画(平成 30 年 3 月)」推計人口（住民記録による人口をもとにした人口推計結果）を使用した。

4.1 計画人口の設定

上記の将来人口に基づき、本計画の策定にあたって想定する計画人口は以下のとおりとします。

表 4.1 計画人口

年度		計画人口(人)
実績値	平成 25 年度	34,346
	平成 30 年度	34,705
目標年度推計値	令和 6 年度	34,574

Ⅱ ごみ処理の現状と課題

1. 扶桑町の位置と地勢

1.1 位置と地勢

扶桑町は愛知県の北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大口町、北は木曾川を隔てて岐阜県各務原市に面しており、面積は 11.19km² です。土地はおおむね平坦で北部が高く、南部がやや低い地形をしており、濃尾平野の一部をなす田園地帯です。

町内には古墳もあり、古くから人が住んでいたようです。400 年ほど前の木曾川堤防がなかった時代には、木曾川はたびたび氾濫を起こし、祖先たちは水害と戦いながら必死に生き抜いていたのだらうと想像できます。

木曾川堤防の完成後は、時折水害にあいながらも繁栄し、江戸時代には尾張藩に属していました。明治 39 年に高雄村、山名村、豊国村、柏森村が合併して扶桑村となり、養蚕・生糸の集散地として発展し、昭和 27 年 8 月に町制を施行しました。

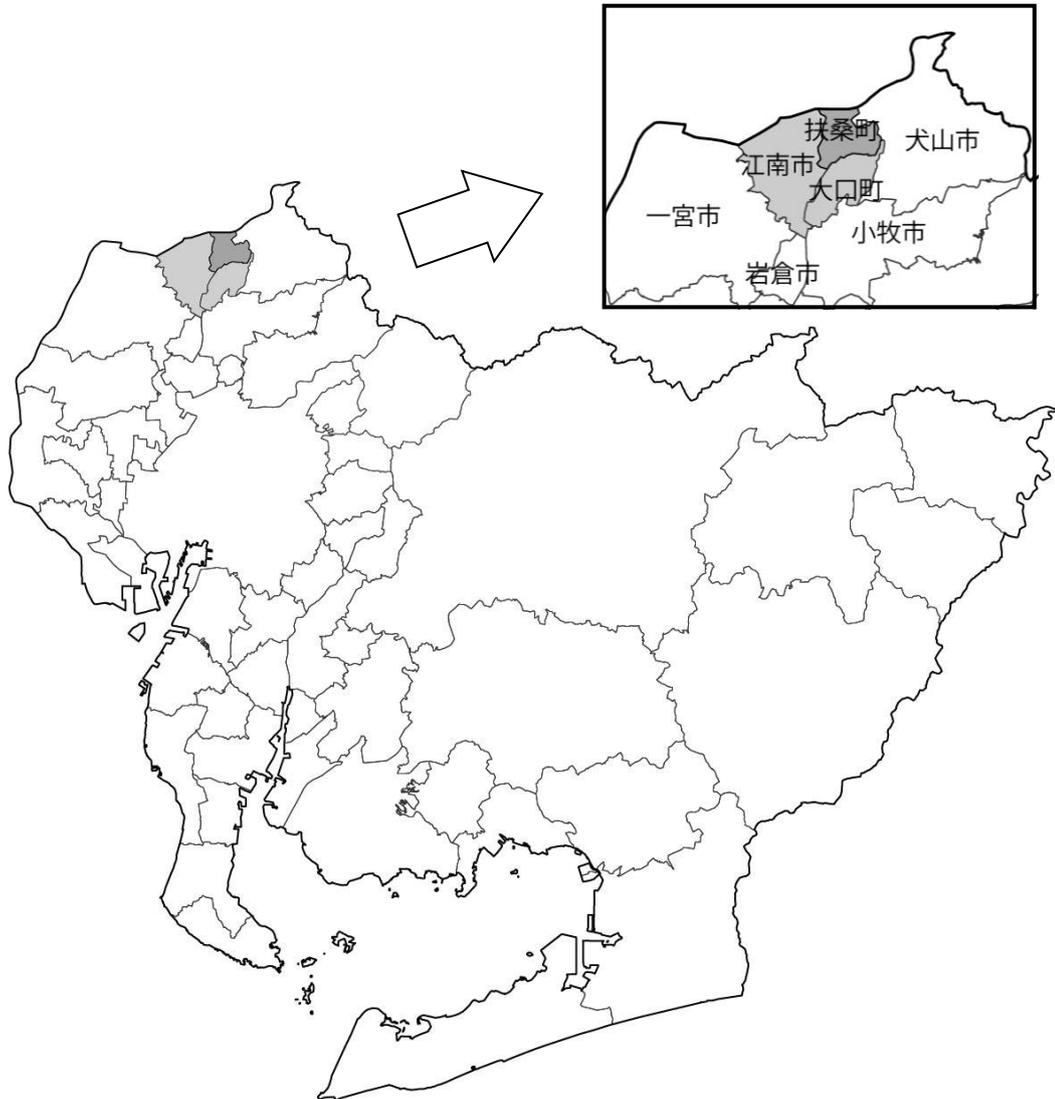
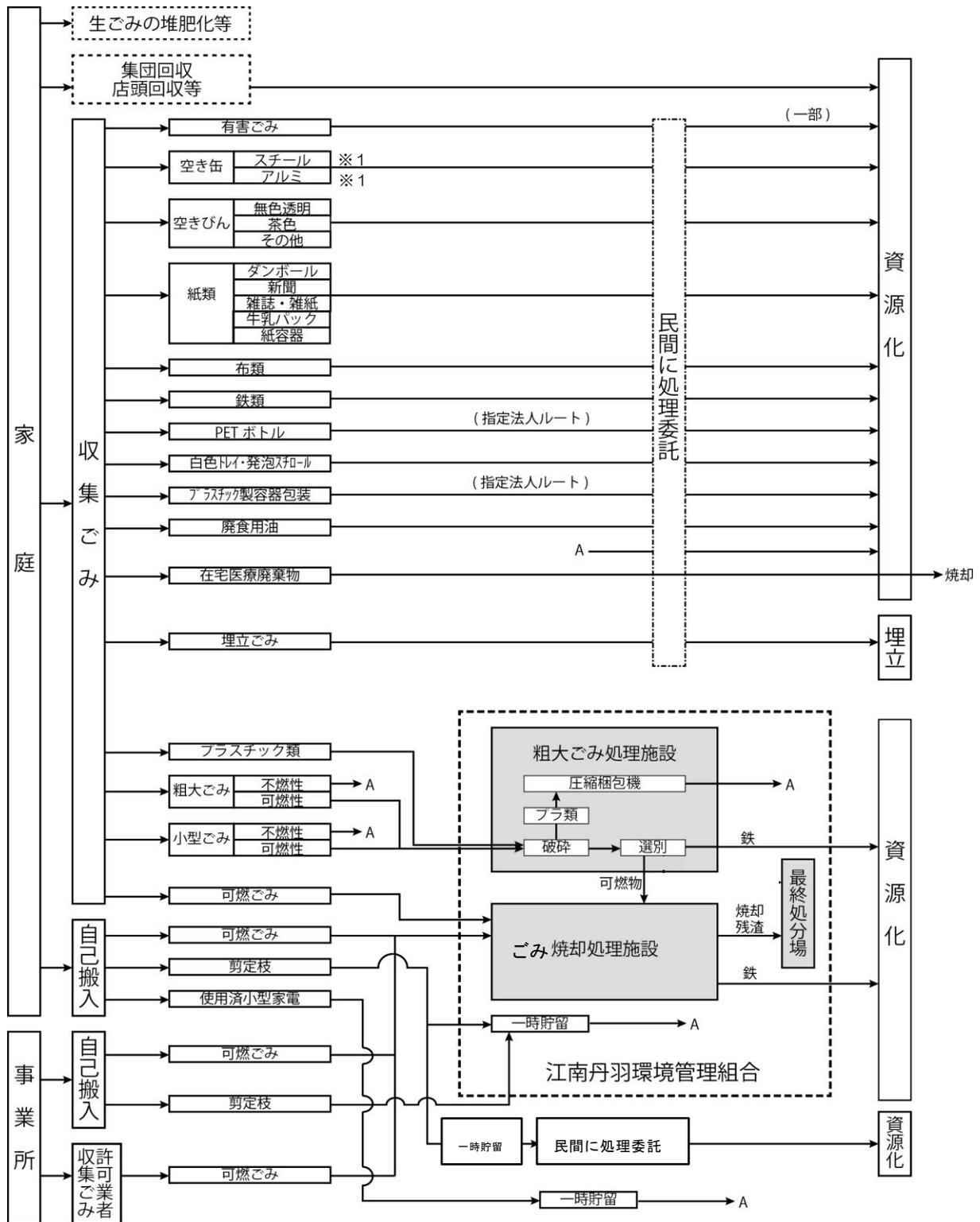


図 1.1 扶桑町の位置

2. ごみ処理の現状

2.1 ごみ処理の流れ

下図に扶桑町におけるごみ処理の流れを示します。



注) フロー中の矢印の後にあるAは、矢印の前にあるAとして処理される。

※1 スプレー缶は町で下処理分別等を行った上で民間業者に処理委託する

図 2.1 ごみ処理フロー

2.2 ごみ収集の状況

扶桑町における収集の状況は以下のとおりです。

表 2.1 扶桑町における収集の状況

区 分		収集回数	排出先	排出方法
可燃ごみ		週 2 回	収集ルート	指定袋に入れて収集ルートの決められた場所に出す
資源ごみ	空き缶※	月 1 回	地区集積所	スチール缶、アルミ缶の別に指定容器に入れる スプレー缶は中身が空になったことを確認し指定容器に入れる（穴開けは不要）
	空きびん※			無色透明、茶色、その他の別に指定のかごに入れる
	紙類※			新聞紙、雑誌・雑紙の別に紐を外し、指定容器に入れる ダンボールは紐でしばって出す
	紙類(牛乳パック・紙容器)※	2ヶ月毎の指定日	中央公民館・各学供・総合体育館・老人憩の家・サングリーンハウス	指定の容器に入れる
		開庁・開館日	役場・総合福祉センター	
	廃食用油※	月 1 回	地区集積所	指定の容器に入れる
	古着※			ビニール袋に入れて出す
	刃物類※			そのまま指定の容器へ
	鉄類（刃物類以外の金属）※			そのまま出す
	PET ボトル※			透明・その他に分けて指定の網袋に入れる
	白色トレイ・発泡スチロール※			指定の網袋に入れる
	テープ類（カセット・ビデオ）※			指定のボックスに入れる
	プラスチック製容器包装※			指定の袋に入れる
	廃プラスチック※			指定の袋に入れる
小型ごみ（傘・60 cm未満の電化製品等）※	月 1 回			
剪定枝	適宜	資源ごみ回収拠点	長さ 60 cm未満に切り分けて出す。直径 15 cm未満に限る	
使用済み小型家電	開庁・開館日	役場・総合体育館・総合福祉センター	指定の容器に入れる	
埋立ごみ（陶磁器・ガラス・乳白色化粧びん）※	月 1 回	地区集積所	指定のボックスに入れる	
有害ごみ（乾電池・蛍光管・水銀のついた体温計）※			指定のボックスに入れる	
粗大ごみ	申込制	各家庭先	処理券を貼って出す	
在宅医療廃棄物	月 2 回	役場	指定の容器に入れる	

※については、資源ごみ回収拠点でも回収しています。

2.3 ごみ排出量の推移

下表に扶桑町のごみ排出量の推移を示します。

家庭系ごみは、減少傾向を示しています。

集団回収量は徐々に減少し、平成30年度は平成21年度の約4割まで減少しています。

事業系ごみは、ほぼ横ばいに推移しています。

家庭系ごみの内訳を見ると、可燃ごみは徐々に減少しています。埋立ごみと粗大ごみは、ほぼ横ばいに推移しています。資源ごみも、徐々に減少しています。

表 2.2 扶桑町のごみ排出量の推移

扶桑町		ごみ排出量の推移									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人口(人)		33,929	34,101	34,198	34,213	34,346	34,393	34,477	34,599	34,647	34,705
家庭系	可燃ごみ	5,679	5,517	5,656	5,631	5,558	5,473	5,502	5,416	5,388	5,313
	埋立ごみ	79	83	84	80	85	85	82	75	76	85
	粗大ごみ	192	197	206	209	223	201	201	231	275	272
	うち可燃	127	133	141	122	130	123	118	159	210	195
	うち不燃	66	64	66	87	93	78	83	72	65	77
	資源ごみ	1,315	1,346	1,389	1,397	1,444	1,307	1,268	1,204	1,178	1,235
	家庭系合計	7,265	7,142	7,335	7,317	7,310	7,067	7,053	6,925	6,917	6,904
事業系ごみ(可燃のみ)		1,768	1,603	1,638	1,709	1,767	1,651	1,482	1,576	1,537	1,603
集団回収		1,039	979	897	824	754	596	558	483	436	412
総合計		10,072	9,725	9,871	9,850	9,832	9,314	9,093	8,985	8,890	8,919

注)有害ごみ(乾電池等)は資源ごみに含まれる。H30年度より資源ごみ回収拠点の剪定枝の回収量を資源ごみに算入。

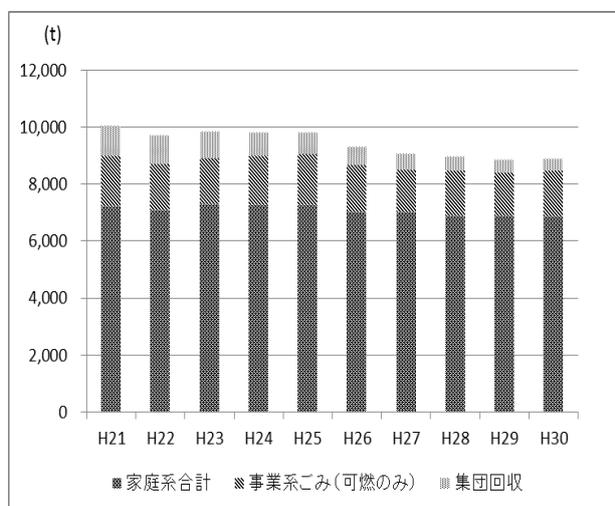


図 2.2 ごみ排出量の推移

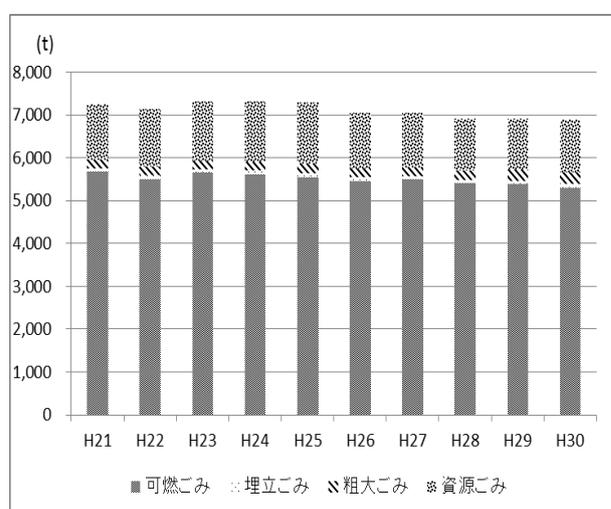


図 2.3 家庭系ごみの推移

扶桑町の1人が1日あたり排出する資源を含むごみの量は、総排出量は家庭系・事業系ともに平成21年度をピークとしてその後減少しており、平成30年度はそれぞれ704g/人・日、127g/人・日となっています。

このうち、資源を除く家庭系のごみの量はほぼ横ばいに推移し、平成30年度は448g/人・日となっています。

表 2.3 扶桑町の1人1日排出量の推移

扶桑町		1人1日排出量の推移									
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
総排出量(集団回収含む)		813	781	791	787	784	742	723	710	703	704
家庭系	総量(資源ごみ含む)	587	574	588	584	583	563	560	547	547	545
	総量(資源ごみ含まない)	480	466	476	473	468	459	460	452	454	448
	可燃ごみ	459	443	453	450	443	436	437	428	426	419
	埋立ごみ	6	7	7	6	7	7	6	6	6	7
	粗大ごみ	16	16	17	17	18	16	16	18	22	21
	資源ごみ	106	108	111	112	115	104	101	95	93	97
事業系ごみ(可燃のみ)		143	129	131	136	141	132	118	124	122	127
集団回収		84	79	72	66	60	47	44	38	34	33

注) 1人1日排出量の算出は、以下の式を用いる。

$$1人1日あたり排出量(g/人・日) = \frac{\text{該当するごみの年間排出量}(t) \times 10^6}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$$

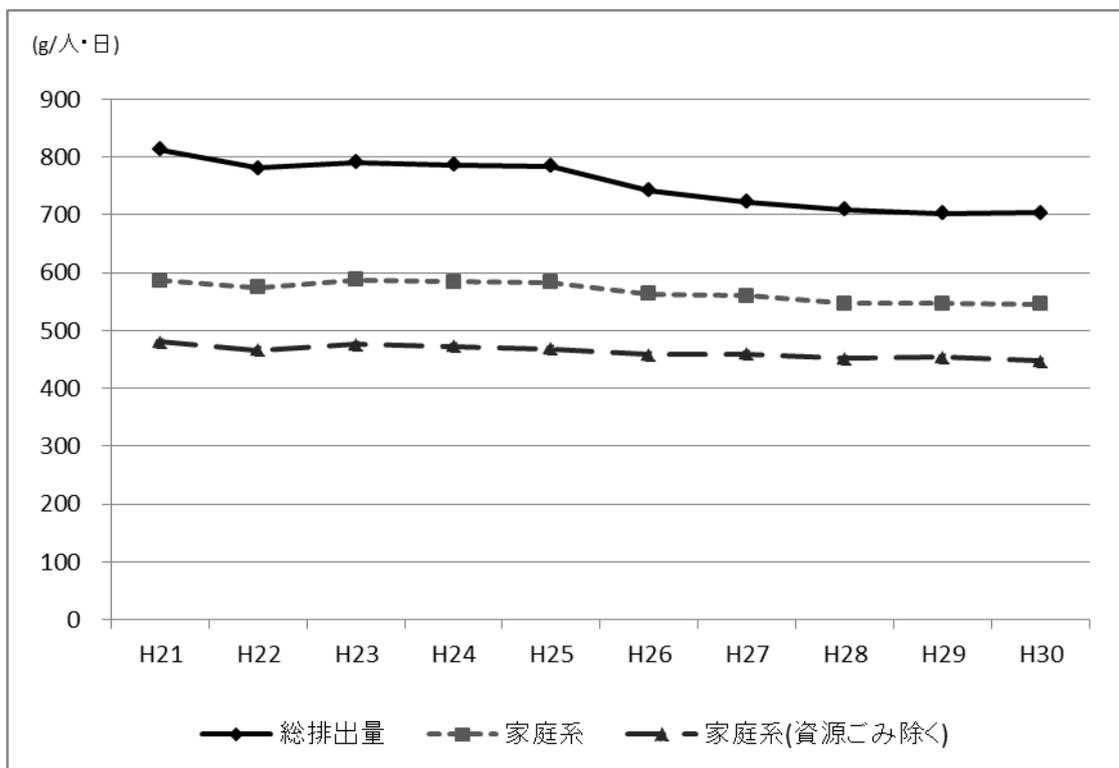


図 2.4 1人1日あたり排出量の推移

2.4 中間処理及び最終処分

(1) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は以下のとおりです。

表 2.4 中間処理施設の概要

項目	ごみ焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
施設名称	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設	江南丹羽環境管理組合 環境美化センター ごみ焼却処理施設
所在地	大口町河北一丁目 131 番地	
竣工	昭和 57 年 10 月 30 日	昭和 57 年 3 月 31 日
敷地面積	33,095 m ² (最終処分場 14,530 m ² を含む)	
施設面積	建物延床面積 5,529 m ² (粗大ごみ処理施設含む)	
処理能力	150t/24 時間 (75t/24 時間×2 炉)	30t/5 時間
処理方式	全連続燃焼式 旋回流型流動床式焼却炉 (※1)	堅型スウィングハンマ式 (※2)

(2) 中間処理量の推移

下図に中間処理量（焼却処理量）の推移を示します。

焼却処理量は、平成 21 年度をピークとし、その後は年間 35,000t 前後で推移しています。なお、平成 22 年度及び 23 年度はごみ焼却処理施設の基幹整備補修工事に伴い焼却の一部を外部に委託しています。

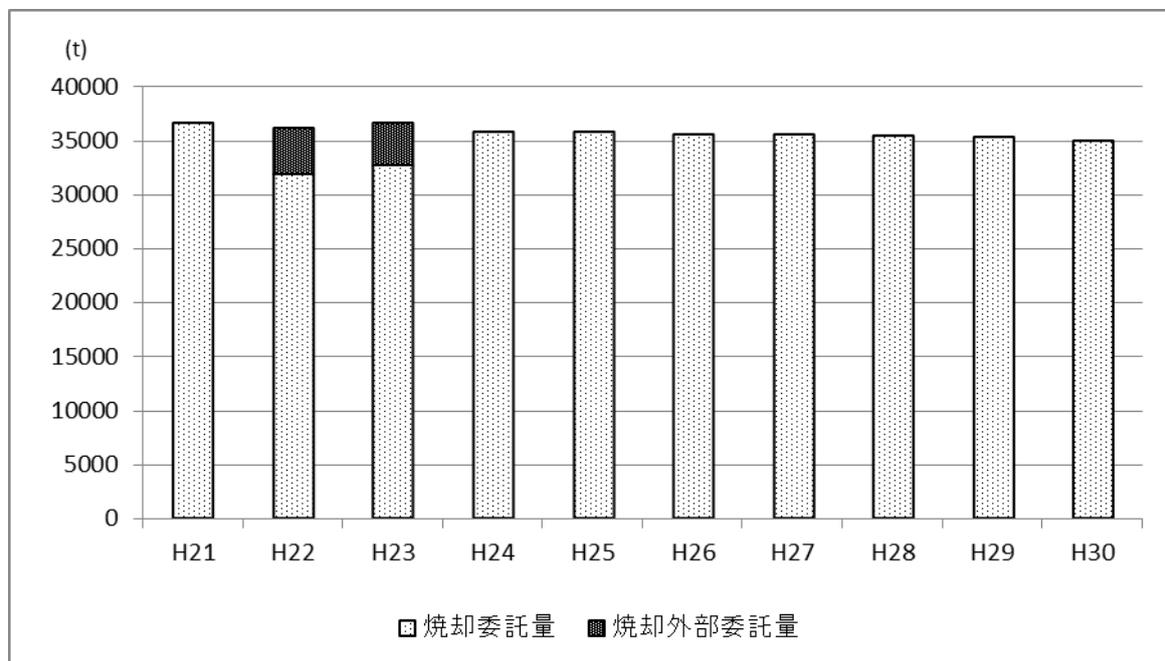


図 2.5 中間処理（焼却処理）量の推移

(3) 最終処分場の概要

江南丹羽環境管理組合の最終処分場の概要は以下のとおりです。江南丹羽環境管理組合の最終処分場には中間処理施設から発生した焼却灰及び固化灰の一部を埋め立てています。

表 2.5 最終処分場の概要

施設名称	江南丹羽環境管理組合 最終処分場
所在地	大口町河北一丁目 131 番地
竣工	平成 3 年 5 月 20 日
敷地面積	33,095 m ² (最終処分場 14,530 m ² を含む)
施設面積	埋立面積 9,980 m ²
処理能力	32,300 m ³ (埋立容積) 40 m ³ /日 (浸出水処理能力)
処理方式	準好気性埋立 (サンドイッチ方式) (※3)

※1 砂を入れた炉の内部へ下部から空気を送り、砂が流動状態になったところにごみを投入して燃やす焼却炉の方式。ごみと砂の伝熱効率がよく、生ごみなど含水率の高いものでも燃焼効率がよく、燃焼時間も早いといった特性をもつ。

※2 上部から粗大ごみを投入し、落下する間に数段のハンマによって破砕する方式。

※3 埋立地の底部に集排水管を配置し、進出水をできるだけ早く外部に排除するとともに、外気との温度差を利用して、空気を集排水管経由で埋立地内に流入させることで、廃棄物の好気性分解を促し、集水の段階で浸出水の浄化を図る方式。現在日本では標準の方式となっている。

2.5 可燃ごみの成分分析結果

江南丹羽環境管理組合ではごみの成分分析を定期的に行っています。平成 30 年度の年平均の成分分析結果を見ると、湿ベース（※1）では紙・布類と厨芥類で 7 割弱を占めています。

厨芥類は、湿ベースでは 20.4%を占めていますが、乾ベース（※2）では 6.6%に減少することから、水切り・乾燥等によって生ごみに含まれる水分の減少を推奨することで、処理量の低減に結びつくことが示唆されます。また、紙・布類は湿ベース、乾ベースともに約半分を占めていることから、資源となる紙・布類がまだ含まれている可能性があること、今後も引き続き紙類の資源化の取り組みを継続して行うことで資源化される可能性があることがうかがえます。

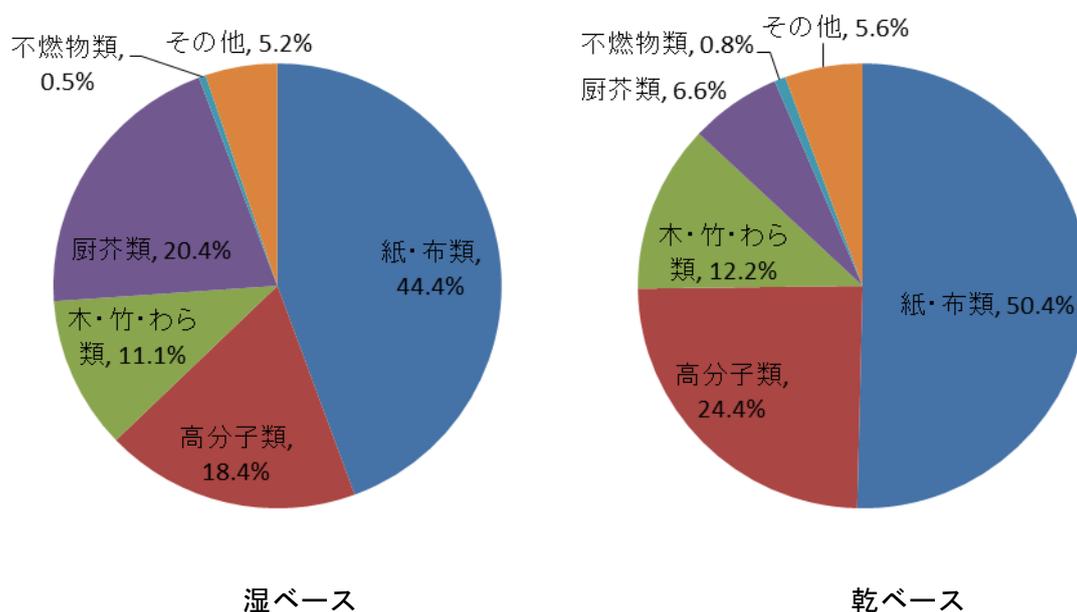


図 2.6 可燃ごみの成分分析結果（平成 30 年度平均値）

※1 ごみを採取したままの状態での測定値

※2 ごみを乾燥させた後の状態での測定値

2.6 資源ごみ収集の現状

扶桑町の資源ごみ排出量は、平成 21 年度の 1,315t から平成 30 年度は 1,235t へ、増減しながら全体的に減少傾向にあります。

表 2.6 扶桑町の資源ごみ排出量の状況

扶桑町	資源ごみ排出量の推移									
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
紙類	278	279	350	370	376	312	263	233	216	203
古着	22	26	29	34	38	28	21	18	16	14
空き缶類	49	44	44	43	39	37	36	41	38	38
鉄類(金属類)	26	19	22	27	33	30	30	40	41	51
空きびん類	157	161	156	152	152	156	155	149	145	138
ペットボトル	26	28	28	32	34	33	34	24	23	24
容器包装プラスチック類	126	128	121	130	130	131	132	125	123	125
廃プラスチック類	294	296	293	291	294	281	276	256	257	274
有害ごみ	18	8	14	14	13	12	11	11	11	11
廃食用油	5	6	6	6	5	4	4	4	4	4
剪定枝	314	351	326	298	332	285	303	303	304	354
合計	1315	1346	1389	1397	1444	1307	1268	1204	1178	1235

注) H30 より堤外の剪定枝を集計に加算している。

2.7 集団回収の現状

扶桑町の集団回収は、平成 26 年度の 597t から平成 30 年度は 413t へ、補助団体数も平成 26 年度の 36 団体から平成 30 年度の 31 団体へ、減少する傾向にあります。

表 2.7 扶桑町の集団回収の状況

単位：t

区分	項目	集団資源回収量の状況				
		H26	H27	H28	H29	H30
補助対象	ダンボール	85	81	65	64	63
	新聞紙	300	287	257	224	207
	雑誌・雑紙	160	148	127	114	110
	小計	545	516	449	402	380
	布類	49	41	32	32	30
	アルミ缶	2	2	2	2	2
	小計	596	559	483	436	412
補助対象外	牛乳パック	1	1	1	1	1
	合計	597	560	484	437	413
	補助団体数(団体)	36	37	37	32	31
	団体助成金(千円)	184	169	194	111	72

2.8 減量目標値の達成状況

平成 27 年 3 月に策定したごみ処理基本計画では、中間目標年度（令和元年度）及び目標年度（令和 6 年度）における減量目標値を定めています。

下表に平成 30 年度における減量目標値及び実績値、その達成状況について示します。減量目標値は前回計画の平成 29 年度の目標値と令和元年度の目標値から直線的に推移するものとして設定しました。なお、扶桑町では減量目標値は下線を引いた 1 人 1 日あたり排出量とし、総排出量は参考値としたため、目標値の達成状況は 1 人 1 日あたり排出量についてのみ示しました。

扶桑町では、家庭系ごみと事業系ごみの双方について減量目標値を達成しています。

表 2.8 減量目標値の達成状況

項目		減量目標値	
（資源ごみ除く） 家庭系ごみ	H30 目標値	総排出量	5,676t/年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>450 g/人・日</u>
	H30 実績値	総排出量	5,669t/年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>448 g/人・日</u>
	達成 状況	総排出量	
		1 人 1 日あたり排出量	達成
事業系ごみ	H30 目標値	総排出量	1,705t/年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>135g/人・日</u>
	H30 実績値	総排出量	1,603t/年
		1 人 1 日あたり排出量	<u>127 g/人・日</u>
	達成 状況	総排出量	
		1 人 1 日あたり排出量	達成

3. 将来のごみ量の予測

3.1 将来推計方法

扶桑町から発生するごみを発生源別に家庭系ごみ（集団回収を含む）と事業系ごみに分類し、それぞれについて平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間の実績を基に、将来のごみ量について検討を行いました。

家庭系ごみと集団回収については、人口の増加により単純にごみ量も増加するため、人口増加の要因を排除した 1 人 1 日あたりの排出量の実績を基にトレンド推計（※1）を行いました。なお、集団回収で排出されている紙類、布類等は、資源ごみとしても回収されており、回収日のタイミングや回収場所までの距離等、様々な条件で資源ごみとして排出される可能性もあることから、家庭系ごみ（可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）と集団回収量の合計値について、推計を行いました。ごみ種類別の排出量の推計については、家庭系の可燃ごみについて上記の合計値と同様に推計を行い、その他（埋立ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び集団回収量）は、過去 5 年間の平均的な割合で配分しました。

事業系ごみについては、事業活動の状況によりごみ量の変動するため、人口や事業所数、従業員数等の指標と単純な相関関係にはありません。そのため、事業系ごみについては、総量に対してトレンド推計を行いました。

下図に将来推計方法のイメージを示します。

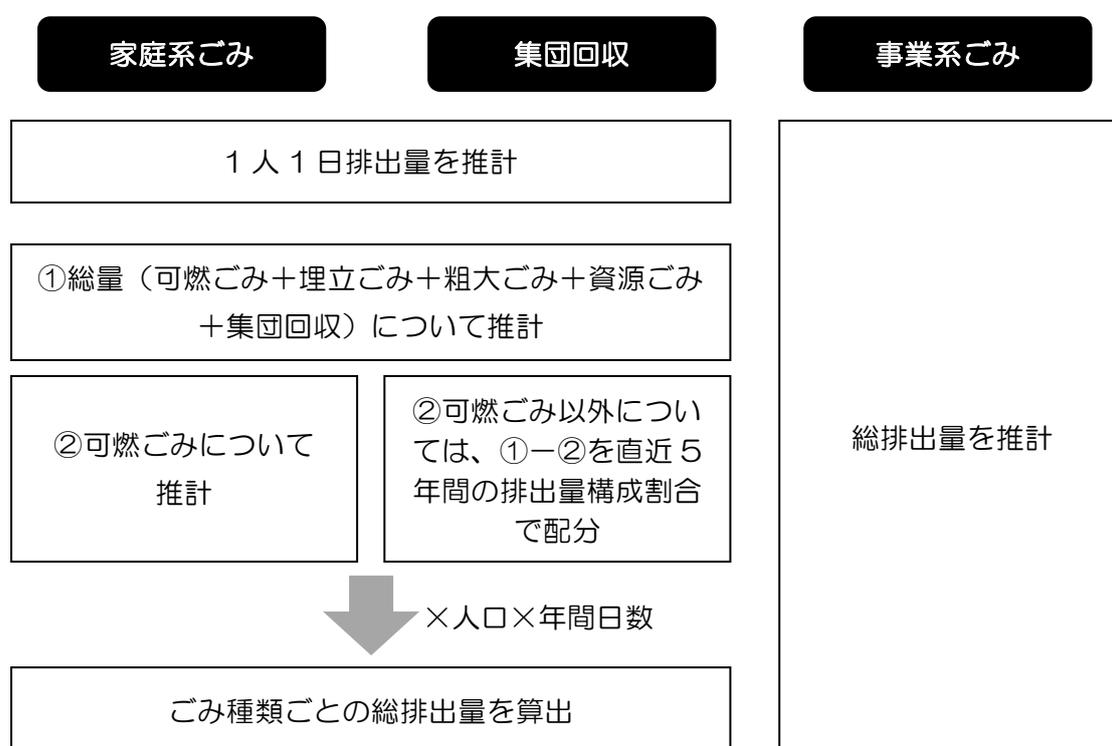


図 3.1 ごみ排出量の将来推計方法のイメージ

※1 過去の経年データから傾向線式（回帰）を算出し、これに将来年次を入れて推計する方法。

3.2 将来推計結果

(1) ごみ量の推計

扶桑町のごみ排出量及び排出原単位（※1）の推計結果を示します。家庭系ごみは人口の減少に伴いゆるやかに減少します。内訳としては、可燃ごみ及び資源ごみの減少が影響しています。事業系ごみ、集団回収はほぼ横ばいに推移します。

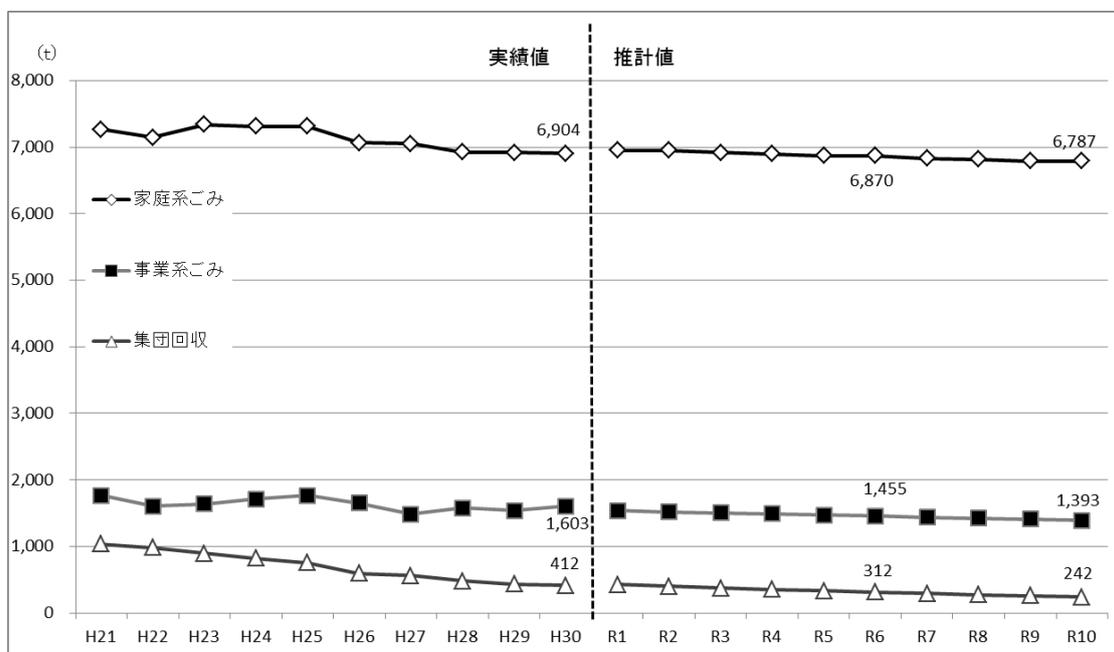


図 3.2 扶桑町のごみ排出量の将来推計

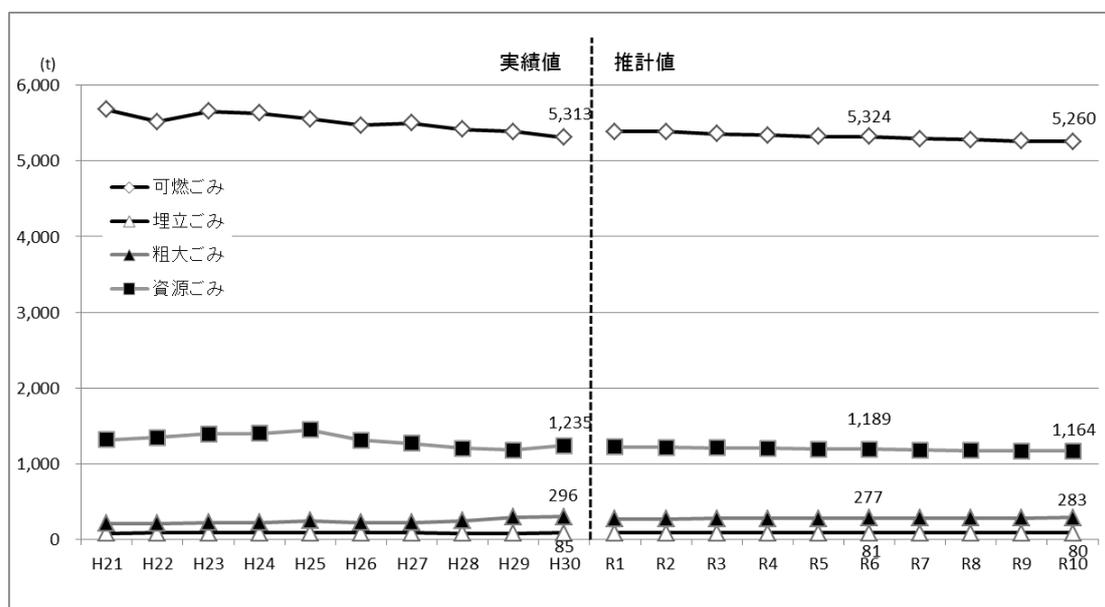


図 3.3 扶桑町のごみ排出量の将来推計

※1 住民 1 人が 1 日あたりに排出するごみの量のこと。年間のごみ量の値を人口及び年間日数で除して算出される。

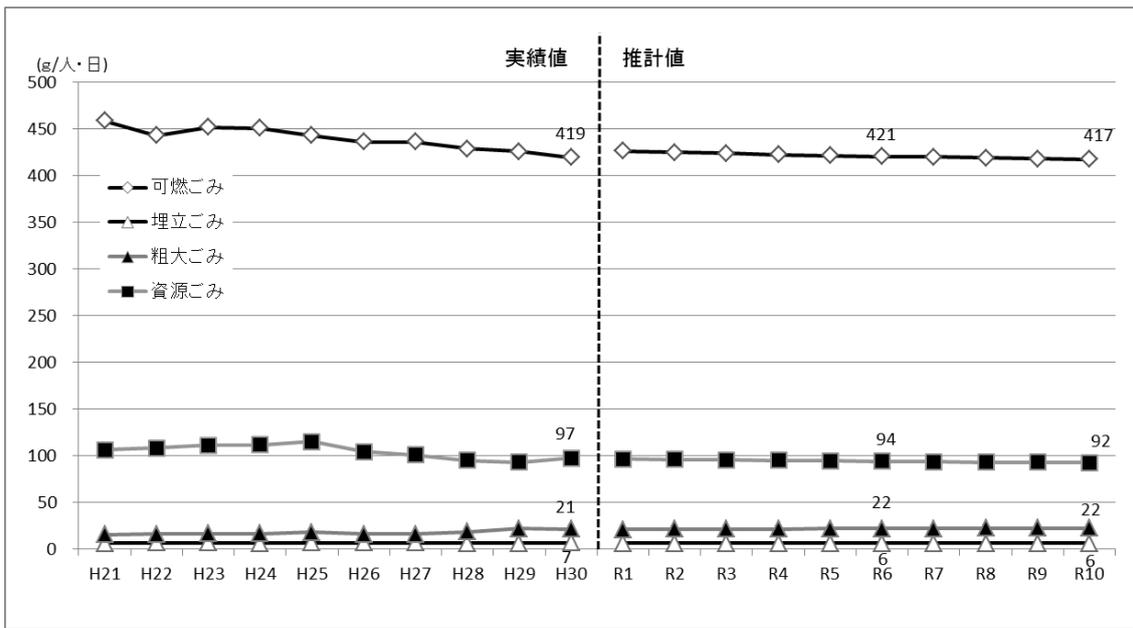


図 3.4 扶桑町の家庭系ごみ排出原単位の将来推計

(2) ごみ量推計結果のまとめ

目標年次の扶桑町におけるごみ排出量及び排出原単位の推計結果は以下のとおりです。

排出総量		家庭系ごみ					事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計		
現況	H30	5,313	85	272	1,235	6,905	1,603	412
中間目標年度	R1	5,387	81	265	1,219	6,952	1,538	428
目標年度	R6	5,324	81	277	1,189	6,871	1,455	312

単位:t

<参考>

排出総量		家庭系ごみ					事業系ごみ	集団回収
		可燃ごみ	埋立ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計		
現況	H30	419	7	21	97	544	127	33
中間目標年度	R1	426	6	21	96	549	122	34
目標年度	R6	421	6	22	94	543	115	25

単位:g/人・日

4. 課題

4.1 ごみの減量化・資源化に関する課題

- ごみの減量に向けた取り組みを一層推進する必要がある。

近年のごみ減量に向けた取り組みにより、扶桑町のごみ（資源ごみを含む）の排出量、1人1日あたりの排出量はともに減少する傾向にあります。ただし、今後は減量のスピードが鈍ってくると考えられること、特に事業系ごみに関しては今後の経済の動向によって増加する可能性もあることから、今後も減量化、資源化に向けた取り組みを一層推進する必要があります。

- ごみの発生抑制・減量の手段を普及する必要がある。

平成26年度に実施した住民意識調査結果より、ごみに対する関心は高く、中でも過剰包装の問題に関する関心や買い物袋の持参行動の実施割合は高くなっています。

しかし、可燃ごみ中の厨芥類に対する発生抑制・減量行動の実施割合は低く、「食材を無駄にしないようにちょうどいい量を購入する」などの発生抑制行動は約3割、「生ごみの水切りをする」などの減量行動は約1割の実施に留まります。ごみの発生抑制・減量を図るため、適切な情報提供をしていく必要があります。

- 資源の分別排出に向けた情報提供及び環境の整備を行う必要がある。

可燃ごみの成分分析結果を見ると、紙・布類が半分程度を占めており、可燃ごみの中に、資源化可能な紙類が多く含まれている可能性があります。しかし住民意識調査結果では、紙・布類は資源ごみ回収や集団回収等に適切に排出されており、可燃ごみに出しているという回答は少なくなっています。これは、資源ごみとして排出可能な紙類に関する知識が住民の間に普及していないためであると考えられます。

そのため、特に紙類の分別について広報紙やホームページ、あるいは衛生委員を通じた地区回覧等でより詳しく情報提供を行うとともに、排出環境の整備についても取り組む必要があります。

- 事業系ごみにおける資源ごみの分別排出を促進する必要がある。

事業系廃棄物排出実態調査より、比較的資源化が容易な紙類に対しても許可業者で処分を行っている実態が多くみられたことから、事業者に対して資源の分別排出に関して情報提供を行う必要があります。

4.2 収集運搬に関する課題

●住民の年齢構成や世帯構成の変化を考慮したごみ処理体系を検討する必要がある。

扶桑町では、団塊の世代と団塊ジュニアの世代が多い年齢構成となっています。今後 10 年間で考えた場合、高齢者のみの世帯が増加し、それとともにごみの排出が困難な世帯が増加することが考えられます。また、核家族化の進展や共働き世帯の増加などのライフスタイルの変化に伴い、資源ごみ排出の際の立会等の担い手が不足することも考えられます。そのため、今後の住民の年齢構成や世帯構成の変化を考慮して、今後のごみ処理体系を検討していく必要があります。

4.3 中間処理に関する課題

●中間処理施設の適正な維持管理に努める必要がある。

ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設は、昭和 57 年の稼働開始から既に 37 年を経過しており、設備の老朽化及び処理能力の低下が懸念されることから、適切な維持管理に努める必要があります。

●事業系ごみの処理不適物等に対する指導を行う必要がある。

資源化の推進や処理不適物の混入防止のために、排出事業者や許可業者に対する分別指導を引き続き行う必要があります。

●焼却処理量をさらに削減する必要がある。

近年の資源化の推進やごみの発生抑制により、焼却処理量は徐々に減少する傾向にありますが、最終処分量を低減するため、さらなる焼却処理量の減少を図る必要があります。

4.4 最終処分に関する課題

●最終処分量の低減を図る必要がある。

焼却施設からの焼却残渣は江南丹羽環境管理組合、埋立ごみ等は民間の最終処分場で埋め立てられており、これらの施設への最終処分量を減らすために、より一層の発生抑制・資源化の検討を行う必要があります。

Ⅲ ごみ処理基本計画

1. 計画の方針

1.1 基本理念

国は平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」を公表し、その中で「循環型社会を形成するためには、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となる。」とし、これまでより一歩踏み込んだ形で循環型社会の形成を推進することとしています。

扶桑町ではこれまで、ごみ処理基本計画の中で「資源循環型社会の実現化～資源を大切にし、環境にやさしいというおいあるまち～」を目標・理念として掲げ、その実現に向けて様々な施策を実施し、成果をあげてきましたが、中間見直しの本計画では、前計画の成果を検証し、今後約 5 年間にわたる扶桑町の廃棄物の処理計画の基本理念を、第 4 次循環型社会形成推進基本計画にならい 3 R の推進等を進めることで「持続可能な社会の実現化」とします。施策の面ではこれまでの取り組みに加えて持続可能な社会の実現という観点を持ち、住民・事業者・行政が協働して取り組みを展開することで、基本理念の達成を目指すこととします。

計画の基本理念

持続可能な社会の実現化
～資源を大切にし、持続可能なまちの実現～

1.2 計画の基本方針

計画の基本理念を達成するための基本方針は、以下のように定め、計画を推進することとします。

1. 持続可能な社会に向けた意識改革
2. ごみの発生抑制の推進
3. ごみの資源化の推進
4. ごみの適正処理体制の確保

2. 減量目標

2.1 目標年度

目標年度は、本計画の目標年次である令和 6 年度とし、中間年度である令和元年度を中間目標年度とします。

2.2 数値目標の設定

扶桑町の減量目標値は、家庭系ごみ及び事業系ごみについて、下表のとおり設定します。

目標値設定項目	実績値 平成 25 年度	実績値 平成 30 年度	中間目標年度 令和元年度	目標年度 令和 6 年度
家庭系ごみ（資源ごみを除く）				
1人1日あたりの 排出量	469g/人・日	448g/人・日	445g/人・日	433g/人・日
参考) 総排出量	5,866t/年	5,669t/年	5,618t/年	5,477t/年
目標値設定の考え方： 紙類の資源化及び厨芥類の減量の取り組みにより、平成 25 年度の原単位実績値より、中間目標年度で-5%、目標年度で-7.5%とする				
事業系ごみ				
1人1日あたりの 排出量	141g/人・日	127g/人・日	126g/人・日	120g/人・日
参考) 総排出量	1,767t/年	1,603t/年	1,586t/年	1,522t/年
目標値設定の考え方： 紙類の資源化の取り組みにより、平成 30 年度の原単位実績値より、目標年度で-5%とする				

2.3 減量目標が達成された場合のごみ排出量

減量目標が達成された場合の扶桑町のごみ排出量のイメージを以下に示します。

(1) 家庭系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、家庭系ごみは、以下のように推移します。

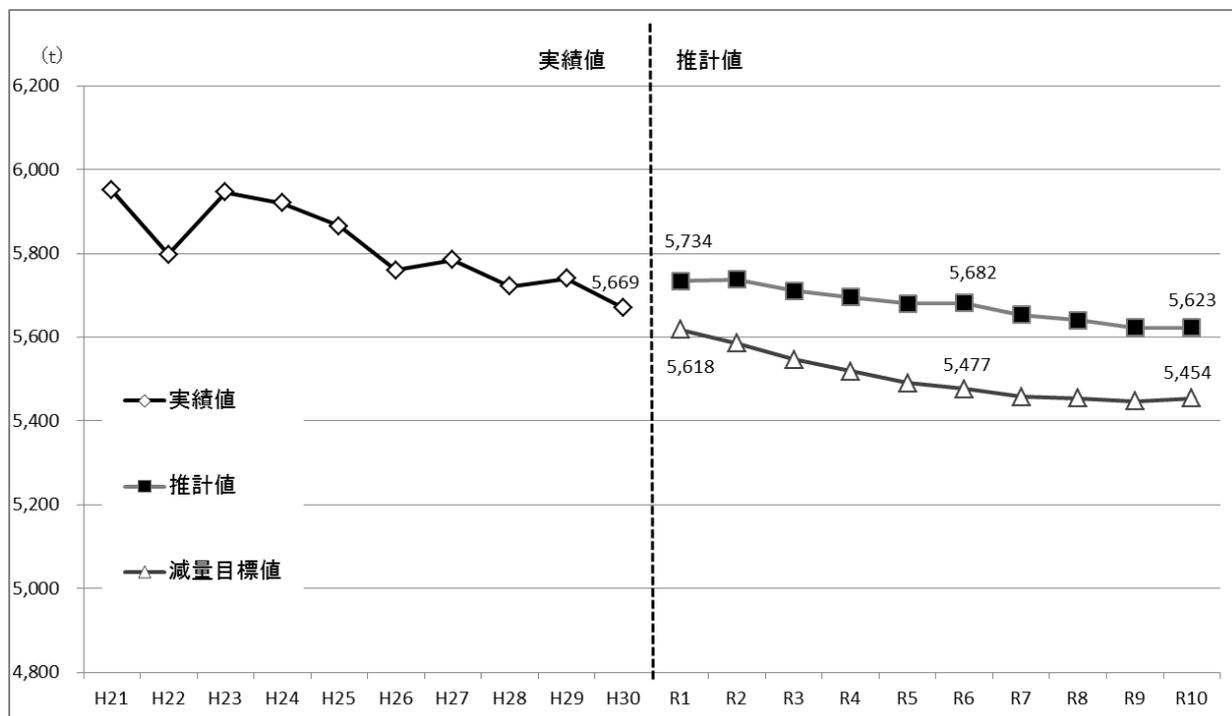


図 2.1 家庭系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

(2) 事業系ごみ排出量

減量目標が達成された場合、事業系ごみは、以下のように推移します。

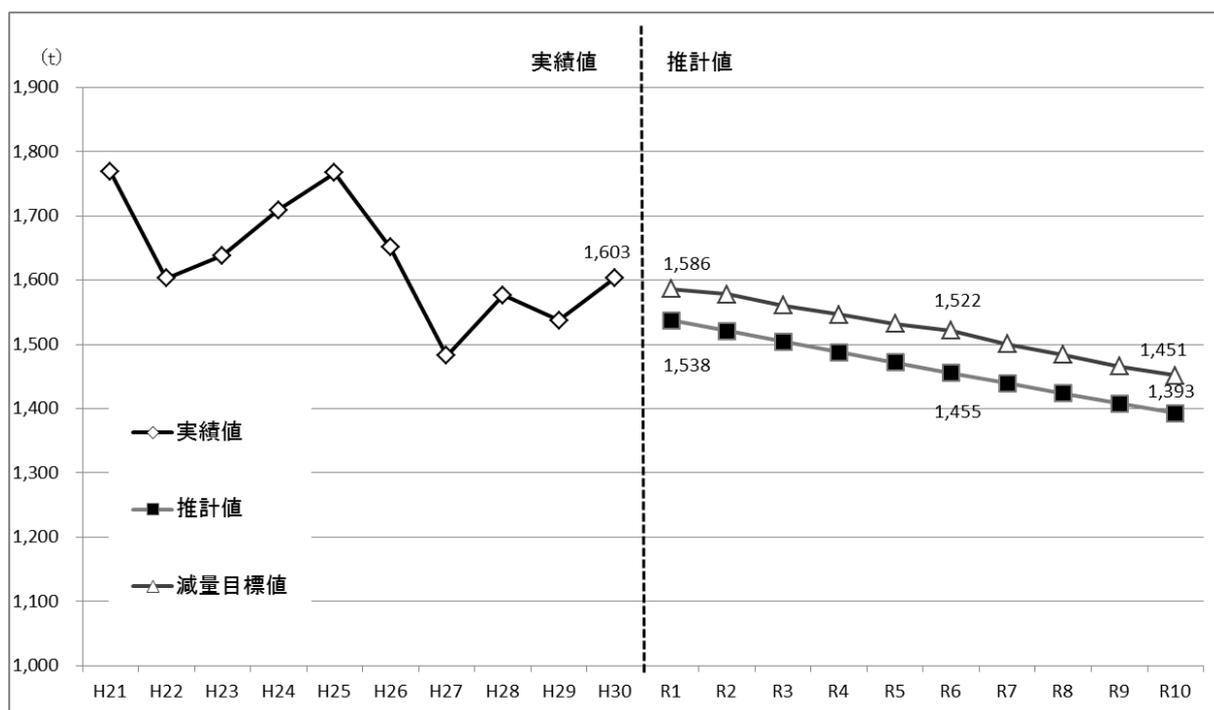


図 2.2 事業系ごみの減量目標達成時の推移 (イメージ)

3. 計画の施策

3.1 施策の体系

施策の体系は以下のとおりとします。

●持続可能な社会に向けた意識改革	
(1)さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信	
1) 広報紙、回覧版、ホームページ等による啓発、情報発信	
2) 施設見学会等の開催	
3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催	
4) 事業所向け手引書の作成	
(2)環境教育、環境学習の推進	
1) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰	
2) 小学生向け副読本の作成	
(3) ごみ処理費用負担の適正化	
1) 事業系ごみの処理手数料の適正化	
(4)ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実	
1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備	
●ごみの発生抑制の推進	
(1)住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>	
1) レジ袋の削減	
2) リサイクル推進協力店制度の加入店の拡大	
(2)家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>	
1) 不用品交換情報等の広報掲載	
2) エコクッキングの推進	
3) フリーマーケット IN ふそう会への支援	
4) エコクラブひまわりの会への支援	
(3)事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>	
1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導	
●ごみの資源化の推進	
(1)生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>	
1) 生ごみ処理機等設置への補助	
2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進	
(2)紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>	
1) 集団回収への補助	
2) プラスチック製容器包装の分別促進	
3) 雑紙の分別の推進	
4) リサイクル活動団体への支援	
(3)生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>	
1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用	
2) 事業所の生ごみの資源化の推進	
(4)循環資源の高度利用	
1) 使用済み小型家電の資源化の推進	
2) 剪定枝の資源化の促進	
(5)再生品の利用促進	
1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進	
2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR	
(6)事業者への指導強化	
1) 資源物の分別の指導	

●ごみの適正処理体制の確保	
(1)収集運搬	
	1)ごみ出し、収集に対する体制の検討
(2)中間処理	
	1)広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備
	2)新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化の検討
(3)最終処分	
	1)最終処分量の低減
	2)最終処分場の安定的確保
(4)ごみ散乱防止計画	
	1)ごみ散乱への対策
	2)不法投棄防止活動の実施
	3)住民・事業者の清掃活動に対する支援(アダプトプログラム)

3.2 持続可能な社会に向けた意識改革

(1) さまざまなメディア・イベントをとおしての啓発、情報発信

1) 広報紙、回覧板、ホームページ等による啓発、情報発信

循環型社会形成の考え方を住民・事業者に浸透させるために、広報紙、地区の回覧板や、扶桑町のホームページ等を利用して、啓発及び情報発信を行っていきます。

2) 施設見学会等の開催

施設見学会等を開催することによって、住民・事業者の意識改革を図ります。

3) ごみ減量説明会(出前講座)の開催

家庭系ごみの分別や生ごみの水切りを推進するために、ごみ減量説明会を開催します。

4) 事業所向け手引書の作成

事業所向けのごみに関する手引書を作成し、排出するごみの種類に応じてごみ減量やリサイクルを意識できるよう、情報の提供に努めます。

(2) 環境教育、環境学習の推進

1) 小中学生に対する環境ポスター等の募集及び表彰

小中学生に対してごみの減量やリサイクルに関するポスター等の募集及び表彰を行い、ごみ処理への関心が高まるように促します。

2) 小学生向け副読本の作成

小学校 4 年生を対象としたごみの減量、リサイクルに関する副読本を作成し、環境学習に役立てます。

(3) ごみ処理費用負担の適正化

1) 事業系ごみの処理手数料の適正化

事業系ごみについて、江南丹羽環境管理組合及び組合構成他市町と連携し、適正な処理手数料を検討していきます。

(4) ごみ減量化・資源化の啓発・情報発信基地の充実

1) 収集・啓発・情報発信拠点の整備

収集・啓発・情報発信拠点の役割を兼ねた資源ごみの収集拠点の整備を研究します。

3.3 ごみの発生抑制の推進

(1) 住民の商品購入における取り組みの推進<家庭系ごみ>

1) レジ袋の削減

小売店に対して引き続きレジ袋削減を要請するとともに、買い物袋持参を推進することにより、レジ袋の削減を図ります。

2) リサイクル推進協力店制度の加入店の拡大

事業者に対して、リサイクル推進協力店制度を PR し、加入店の拡大を図ります。

(2) 家庭生活における取り組みの推進<家庭系ごみ>

1) 不用品交換情報等の広報掲載

不用品交換情報等を広報に掲載することによって、再利用の推進を図ります。

2) エコクッキングの推進

ごみをあまり出さない調理方法を扶桑町のホームページ等で紹介し、エコクッキングの推進を図ります。

3) フリーマーケットINふそう会への支援

フリーマーケット IN ふそう会の活動に対して支援を行い、不用品の再利用の推進を図ります。

4) エコクラブひまわりの会への支援

エコクラブひまわりの会の活動に対してリユースの推進活動等の支援を行います。

(3) 事業所に対するごみ減量の指導強化<事業系ごみ>

1) 多量排出事業者に対するごみ減量化計画作成・提出の指導

多量排出事業者に対して、ごみ減量化計画の作成・提出について指導し、計画的な廃棄物管理の推進を図ります。

3.4 ごみの資源化の推進

(1) 生ごみの資源化の推進<家庭系ごみ>

1) 生ごみ処理機等設置への補助

生ごみ処理機器(生ごみ処理機、コンポスト、密封発酵容器)を設置する家庭に対して、補助金を交付します。また、この補助金制度及びメリット等について、広報等で情報提供します。

2) 家庭でできた堆肥の有効利用の普及促進

各家庭でできた堆肥の有効利用を促進します。

(2) 紙類、容器包装類等の資源化の推進<家庭系ごみ>

1) 集団回収への補助

古紙類、布類について集団回収を実施する団体に対して、助成金を交付します。

2) プラスチック製容器包装の分別促進

プラスチック製容器包装の分別率を高めるために収集対象の周知を図ります。

3) 雑紙の分別収集の推進

分別が不十分な雑紙について、分別率を高めるために収集対象の周知を図るとともに、収集方法の拡充を検討します。

4) リサイクル活動団体への支援

紙類のリサイクル活動団体に対する協力及び支援を行い、さらなるリサイクルの推進を図ります。

(3) 生ごみの資源化の推進<事業系ごみ>

1) 公共施設の生ごみ処理機等の活用

公共施設に設置した生ごみ処理機を活用し、生ごみの資源化を推進するとともに事業所への啓発を行います。

2) 事業所の生ごみの資源化の推進

事業所から排出される生ごみについて、民間の再生資源業者等を活用した資源化を推進します。

(4) 循環資源の高度利用

1) 使用済み小型家電の資源化の推進

使用済み小型家電の資源化を推進します。

2) 剪定枝の資源化の促進

剪定枝の資源化について普及促進します。

(5) 再生品の利用促進

1) 公共施設での再生品利用及びグリーン購入の促進

公共施設において率先して再生品の利用及びグリーン購入を促進し、再生品の普及及び環境負荷の低減と住民・事業所への啓発を同時に行います。

2) 住民、事業者に対する再生品利用のPR

資源循環の円滑な推進のためには再生品の利用の推進が必要であることを、住民・事業者にPRしていきます。

(6) 事業者への指導強化

1) 資源物の分別の指導

直接搬入者や許可業者に対して、資源として再生利用できるもの(古紙、布類、金属、びん、ペットボトル・発泡スチロール等)については、分別して資源化することを指導するとともに、再生資源業者の情報を提供することでリサイクルを推進していきます。

3.5 ごみの適正処理体制の確保

(1) 収集運搬

1) ごみ出し、収集に関する体制の検討

今後の超高齢化社会を見据え、ごみ出しや収集に関する体制について検討します。

(2) 中間処理

1) 広域処理を見据えた新可燃ごみ処理施設の整備

犬山市、江南市及び大口町とともに、広域で可燃ごみ処理を行うことにより、効率的なごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組んでいきます。そのため2市2町は平成29年4月に新ごみ処理施設整備の事業主体となる一部事務組合として「尾張北部環境組合」を設置しました。

尾張北部環境組合では、①迅速、安全、環境に優しいごみ処理の実現②減量化、資源化の拠点として、ゼロ・エミッションを目標とした施設の実現③地域との調和を考慮し、地域に密着した施設の実現④ごみ処理時に発生する熱エネルギーを有効に活用できる施設の実現⑤ごみ処理後の残渣を可能な限り有効活用する再資源化システムの構築⑥公平性を基本とした運用・費用分担の構築⑦最終処分量を極力削減する施設の実現⑧経済性に優れた施設の実現と運営を目指した新ごみ処理施設の整備を進めています。また、可燃ごみ処理以外のごみ処理施設として、粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設も併設することとしています。

2) 新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化の検討

尾張北部環境組合及び構成市町とともに、新可燃ごみ処理施設での焼却残渣の資源化について検討します。

(3) 最終処分

1) 最終処分量の低減

今後も発生抑制、再使用、再利用を推進することでさらなるごみの減量化・資源化を図り、最終処分量の低減を図ります。

2) 最終処分場の安定的確保

広域的な処分体制の整備や民間への処分委託といった方法も含め、最終処分場の安定的な確保を図ります。

(4) ごみ散乱防止計画

1) ごみ散乱への対策

散乱ごみ防止に向けて、住民・事業者に対し、行動指針の広報を行います。

2) 不法投棄防止活動の実施

不法投棄防止のため、監視活動や啓発活動を実施します。

3) 住民・事業者の清掃活動に対する支援(アダプトプログラム)

住民・事業者の積極的な清掃活動に対して、清掃機材の貸与などの支援を行います。

4. ごみの処理体制

4.1 収集運搬計画

収集運搬については、ごみの区分や処理主体、収集方法、収集回数等について、基本的に現状の収集体制を継続していくものとします。なお、法令等の改正、社会情勢の変化、リサイクル技術の進歩等により、収集・運搬の方法を変更することがあります。

(1) 収集運搬区域

町内全域とします。

(2) 分別区分及び処理方法

表 4.1 分別区分及び処理方法等

区分		収集主体	収集方法	収集回数	運搬先			
家庭系 ごみ	可燃ごみ	町(委託)	ルート収集	週 2 回	江南丹羽 環境管理組合			
	資源 ごみ		空き缶	地区集積所	月 1 回	再資源化事業者		
			空きびん					
			紙類					
			牛乳パック、 紙容器					
			廃食用油	拠点回収	2 か月毎の 指定日			
			古着					
			刃物類					
			鉄類	地区集積所	月 1 回			
			PET ボトル					
			白色トレイ・ 発泡スチロール					
			テープ類				月 2 回	
			プラスチック製 容器包装					
			廃プラスチック				月 1 回	可燃)江南丹羽環境管理組合 不燃)再資源化事業者
			小型ごみ					
剪定枝	町	拠点回収	開庁日 (午前中)	再資源化事業者				
使用済小型家電		拠点回収(役場等)	開庁日					
埋立ごみ	町(委託)	地区集積所	月 1 回	処理業者				
有害ごみ				再資源化事業者				
粗大ごみ				戸別(申込制)	月 2 回	可燃)江南丹羽環境管理組合 不燃)再資源化事業者		
在宅医療廃棄物				拠点回収(役場)	月 2 回	処理業者		
事業系 ごみ	可燃ごみ	排出者 許可業者	個別	随時	江南丹羽 環境管理組合			
集団 回収		資源回収団体	拠点回収		再資源化事業者			

4.2 中間処理計画

中間処理の目的は、ごみの焼却・圧縮・破碎などの処理を行うことで、収集したごみの減容、減量を行うことです。中間処理の過程で安定化、無害化及び輸送コストの低減等を実現することができます。

可燃ごみ、資源ごみのうちプラスチック類、埋立ごみ及び粗大ごみの中間処理については、江南丹羽環境管理組合において焼却及び破碎処理が適切に行われていることから、これを継続し、今後も適正に中間処理を行うこととします。

資源ごみについては、民間の資源化業者を利用した従来の方法で中間処理及び資源化を行います。

4.3 最終処分計画

最終処分の目的は、中間処理を経て最終的に残ったごみを無害化、安定化させ、自然へ還元することです。

最終処分の対象となるのは、中間処理の残渣（焼却灰等）及び埋立ごみ・粗大ごみの破碎残渣です。これらを江南丹羽環境管理組合の一般廃棄物最終処分場及び愛知臨海環境整備センター（アセック）等の外部の最終処分場において埋立処分します。なお、ほとんどの残渣はアセックに搬出されており、今後もその方針を維持します。

5. 計画の推進

5.1 住民・事業者・行政の役割分担

基本理念である「持続可能な社会の実現」を達成するためには、行政の努力はもちろんのこと、住民・事業者が積極的に参画し、三者が連携して取り組んでいく必要があります。そのために、三者がそれぞれの役割を果たし、本計画を推進していくこととし、進捗状況等を適宜点検することにより、必要に応じた改善策を検討します。

(1) 住民の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

自分とごみ・環境問題とのつながりを理解し、ごみの排出者は自分自身であるという意識と責任を持つとともに、従来の消費－廃棄型のライフスタイルについては見直しを図ります。また、環境学習会や地域活動等に積極的に参加し、意識改革に努めます。

～ごみの発生抑制の推進のために～

一人ひとりが日常生活において、すぐにごみになるようなものは買わない、繰り返し使えるものを使用する等、極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけます。

～ごみの資源化の推進のために～

一人ひとりが日常生活において、製品購入の際は再生品やリサイクルしやすいものを積極的に選択する、地区の集団回収活動や各種リサイクル活動に積極的に参加する等、リサイクルを意識して行動します。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

一人ひとりが日常生活において、町のごみ出しルールに従うとともに、今後必要となる処理施設の整備や、再利用のための新たな分別収集システムの導入について理解・協力をします。

(2) 事業者の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

大小すべての事業者が排出者であるという意識と責任を持つとともに、企業の社会的責任として、利益追求のみではなく、環境に配慮した企業経営を行います。また、他の業界・事業者に対してもそのような輪を広げていくとともに、住民に対しては、商品やサービスの提供等を通して、環境配慮型のライフスタイルの提供に努めます。

～ごみの発生抑制の推進のために～

事業活動において、ごみの発生抑制に努め、ごみを出にくい商品、長く使える商品づくりに配慮します。また、簡易包装を心がけ、消費者に対しても呼びかけを行います。

～ごみの資源化の推進のために～

事業活動において、再生品やリサイクルしやすい商品の提供に努めるとともに、自らも再生品を多く利用します。また、リサイクルルートや技術の確立を行い、リサイクル事業者は、住民・他の事業者・行政と協力して資源回収量の拡大を図ります。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

事業所から発生するすべてのごみについて、「排出者責任の原則」により、事業者自らが責任を持って適正に処理を行います。

(3) 行政の役割

～持続可能な社会に向けた意識改革のために～

自らが率先して意識改革を行い、住民や事業者の模範となるような行動に努めます。また、住民・事業者に対して、施設見学会等を開催し、参加を促すとともに、情報提供を積極的に行います。

～ごみの発生抑制の推進のために～

自らが率先して極力ごみを出さないライフスタイルの確立を心がけるとともに、ごみの減量化に有効な施策を策定・実施し、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。

～ごみの資源化の推進のために～

自らが率先してリサイクル活動に取り組むとともに、ごみの資源化に有効な施策を策定・実施し、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、住民・事業者が自ら行うリサイクル活動等の支援を積極的に行います。

～ごみの適正処理体制の確保のために～

ごみの適正な処理体制の維持・整備に努めるとともに、住民・事業者に対して協力を呼びかけます。また、再利用・環境保全に配慮した処理システムを長期的・安定的に確保していきます。

5.2 計画の推進に向けた組織体制

(1) 住民・事業者・行政の組織体制の活用

1) 環境審議会

住民、事業者、学識経験者からなる環境審議会により、町は処理・資源化にかかる情報などを提供し、各主体がそれぞれの立場で意見交換を行い、適正なごみ処理に向けての共通認識を形成、普及していきます。

2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、環境問題やごみの減量化に向けた各種活動を行います。

(2) 庁内組織体制の確立

廃棄物の減量及び適正処理を長期的かつ総合的に進めるとともに、各部の相互連携により横断的な事業の展開を図っていきます。

(3) 広域処理体制の強化

現在、可燃ごみ、プラスチック類、粗大ごみ等は江南市・大口町・扶桑町で構成する江南丹羽環境管理組合において処理を行っていますが、今後もこの関係を維持していくことが望ましく、関係市町で計画内容の食い違いが生じないように相互調整を行い、さらなる広域的な処理体制についての検討も行っていきます。

6. SDGs について

6.1 SDGs とごみ処理基本計画との関連について

SDGs は 2015 年 9 月に国連で採択され、日本も国として積極的な参加を位置づけている世界的な開発目標となっています。2030 年とされている SDGs の目標期間も本計画の実行期間中となります。特に SDGs を受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれており、扶桑町としても国際的な動きや国の考え方を注目しながら、貢献できるように努めます。

(1) SDGs とごみ処理基本計画における住民・事業者の取組

本計画において、住民と事業者に求められている SDGs への取組は、SDGs の 17 の目標のうち、目標 12（持続可能な生産と消費）「持続可能な生産消費形態を確保する」であり、SDGs を受けて日本が具体的に推進するとした取組（8 分野）の中にある循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進となります。

この役割は本計画の「5. 計画の推進」にある「(1)住民の役割」「(2)事業者の役割」が示している内容が該当します。

(2) SDGs とごみ処理基本計画における行政の取組

1) 既に取り組んでいる項目

- 資源ごみの分別収集を実施
- 公共施設の生ごみの資源化を推進
- ごみ減量説明会（出前講座）を開催
- 環境ポスター等の募集及び表彰

2) これから取り組むべき項目

- 「食品ロス」削減に向けた具体的施策
- 事業系生ごみの資源化の推進
- 廃プラスチックの対策
- 新たな分別収集品目及び方法の検討